

令和6年度 3月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和6年 3月 6日 (水) 午前9時

場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 17人 欠席者 7人

議席番号	委員氏名	出欠	議席番号	委員氏名	出欠
1番	中島 一博	出席	13番	堤 義彦	欠席
2番	池田 正清	出席	14番	城野 松夫	出席
3番	大川 定道	出席	15番	寺田 宏澄	出席
4番	碓 朝男	出席	16番	原 修身	出席
5番	山内 しげ子	欠席	17番	松尾 和明	出席
6番	吉丸 広泰	出席	18番	馬郡 文男	欠席
7番	山崎 清邦	欠席	19番	福田 安信	出席
8番	綾部 勝年	出席	20番	橋本 礼子	出席
9番	寺田 一義	出席	21番	佐々木 伸昌	欠席
10番	古村 正典	出席	22番	北原 正也	欠席
11番	宮原 史己	出席	23番	中島 正則	出席
12番	太田 幸代	出席	24番	岡 龍道	欠席

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (5件)

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 町長許可分 (5件)

議案第2号 農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)について  
委員会決定分(32件)

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、只今より令和6年3月の農業委員会定例総会を開催します。現在の出席委員は16名です。よって、「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席の連絡が入っている委員さんは〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さん、〇〇番の〇〇委員さんより欠席の連絡が来ております。まず、先月2月13日から26日まで10ブロックに分けて開催されました、地域

協議会へ、委員さん皆様にご自分の担当地区及び隣接する地区への参加をお願いしましたところ、夕方からの開催でお忙しいなか参加して頂きありがとうございました。地域計画に関しましては総会后、皆様方のご意見をお聞きしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

では会長よりお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。

今、事務局よりお話がありましたように、先月の地域算定計画への協議会に参加して頂きましてありがとうございました。この後も各地区での話し合い等があると思いますが、是非参加して頂きたいと思っております。

本日の議案・報告等につきましては

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について  
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第2号 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について  
その他

となっております。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があつてから意見を申し上げます。また、議事に関する事以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき〇〇番〇〇委員と〇〇番〇〇委員を指名します。

議 長

議事に入りたいと思っております。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数	5件	面積	17, 116㎡
------	----	----	----------

議 長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をしてお願いします。

(質疑なし)

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。

続きまして議案第1号1農地法第5条の許可申請について、事務局より説明をお願いしますが、この案件は〇〇委員が当事者となっています案件ですので、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」の規定により、自己に関する議事のため審議に参加することができないため、〇〇委員の退室を求めます。

〇〇委員

退席

(退室後)

議 長

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

2月26日に現地確認を行いました。

申請地の面積が広いため、他の地区担当の委員さんにも確認をお願いしました。区長、生産組合長等の同意も得られてあります。

宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。

(〇〇委員入室)

続きまして、議案第1号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

2月26日に担当地区委員と事務局で現地確認を行いました。転用目的は住宅用地となっております。申請地は国道を挟んで両端で南の申請地が広くなっています。隣接地も宅地で特段問題はないと思われまます。区長、生産組合長等の同意も得られてあります。

宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。  
議案第1号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第1号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

先程の議案第1号2は勘違いしており申請地は国道沿いの南側のみです。議案第1号3が国道沿いの北側です。議案第1号2と同じく2月26日に現地確認を行いました。転用目的は住宅用地で、隣接地は宅地で特段問題はないと思われまます。区長、生産組合長等の同意も得られてあります。

宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。  
議案第1号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第1号4農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号4農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人

の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

2月26日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は神社の隣ですが、綺麗に管理をされており、ここが駐車場となっても管理はされるだろうと思います。神社と駐車場の間に側溝があるため、自然排水はそこを流れて流れるようになっています。区長、生産組合長等の同意も得られてありますが、申請人本人が区長となっております。

宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第1号4について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号4については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第1号5農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号5農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

事務局の説明で特段補足説明することはないのですが、事務局が航空写真で説明されましたように周りは住宅街となっております。私個人の感想ですが、周りは住宅街でありながら申請地は荒廃しており、ここが住宅となったなら物凄い景観になると思います。宜しくご審議ください。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。  
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。  
議案第1号5について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号5については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数	貸借権	28件	所有権移転	4件
------	-----	-----	-------	----

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

農地法第18条と基盤強化法第19条の違いはなんですか。

事務局

簡単にいいますと18条はいわゆる利用権の契約がされてあるもので、途中で合意解約するための届けで、19条は利用権契約の新規もしくは更新の契約、公社売買事業で

の売買契約による所有権移転となります。

議 長

他に質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第2号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第2号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。  
続きまして、その他を事務局よりお願いします。

その他

1. 令和6年度 農業委員会総会予定(案)について
2. 令和7年4月以降の農地の貸借手続きについて
3. 所有者不明農地の対応について

議 長

4月の総会は、4月 5日(金)午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、4月 5日(金)実施するということで確認いたします。

それから、来月分の議事案件の現地調査については、3月21日以降に該当する担当委員の方には連絡したいと思います。

これで3月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長 寺田 一義

議事録署名人 ○○ 番

議事録署名人 ○○ 番